

令和4年度第1回文化芸術に関する意見交換会
次 第

令和4年8月31日（水）14時00分～16時00分
ときわ会館5階 中ホール

- 1 開 会
- 2 挨拶（スポーツ文化局長）
- 3 委員改選
- 4 副委員長の選任
- 5 報告・意見交換内容
 - (1) さいたま市文化芸術都市創造計画の令和3年度の施策状況について
 - (2) さいたま国際芸術祭2023の準備状況について
 - (3) アーツカウンシルさいたまの創設について
 - (4) その他
- 6 閉 会

【配付資料】

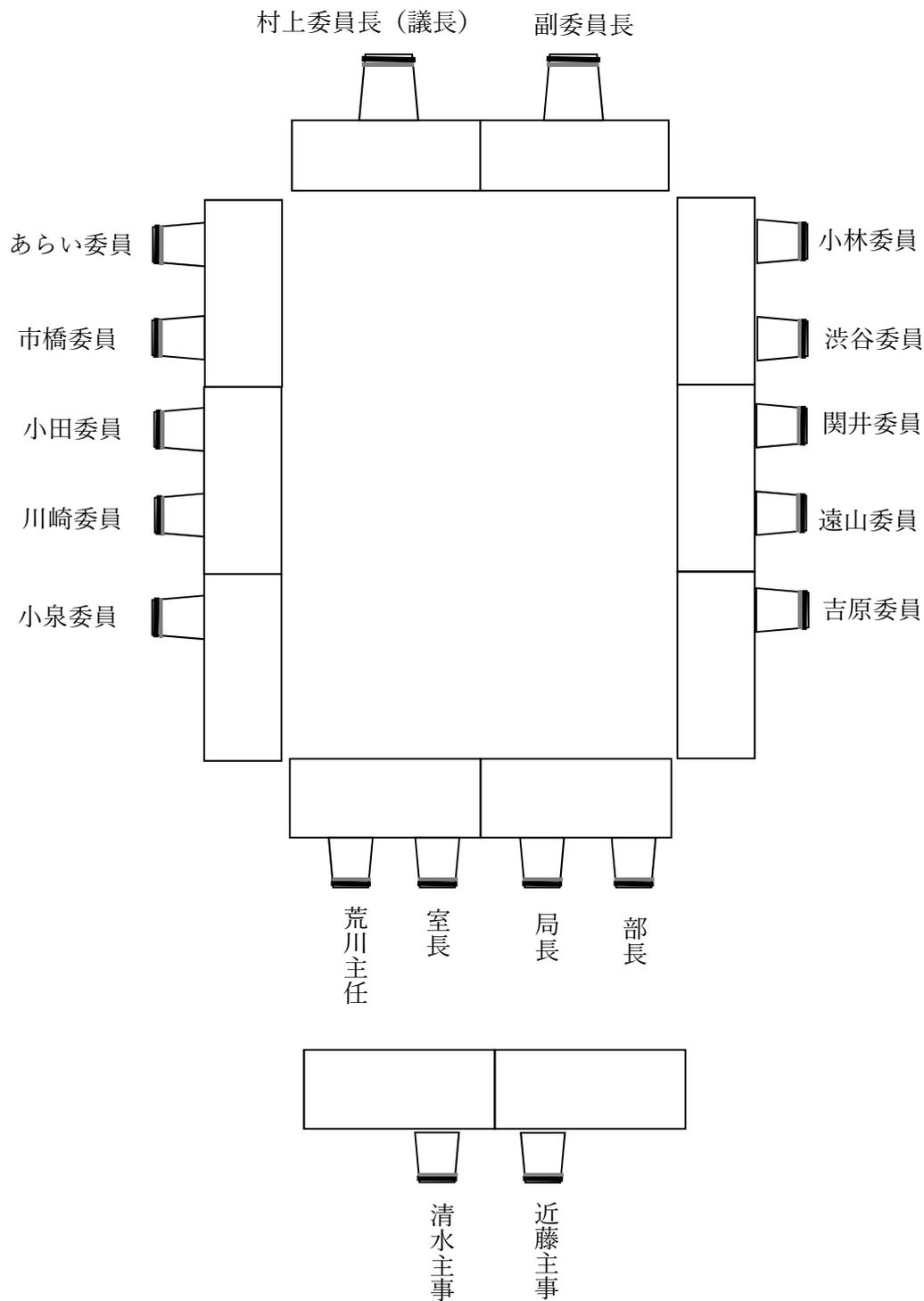
- ・次第、委員名簿、席次、文化芸術に関する意見交換会設置要綱
- ・[資料1] さいたま市文化芸術都市創造計画の令和3年度の施策状況報告
- ・[資料2] さいたま市総合振興計画実施計画（抜粋）
- ・[資料3] さいたま市文化芸術都市創造計画 概要版
- ・[資料4] さいたま国際芸術祭2023開催実施計画
- ・[資料5] アーツカウンシルさいたま基本構想

文化芸術に関する意見交換会委員名簿

(敬称略・役職・五十音順)

	役職等	氏名	所属団体等
1	委員長	<small>むらかみ かずお</small> 村上 和夫	立教大学名誉教授
2	委員	<small>あらい たろう</small> あらい 太朗	北沢楽天顕彰会 会長
3	委員	<small>あらい ひさお</small> 新井 久夫	岩槻人形協同組合 理事長
4	委員	<small>いちはし ふとし</small> 市橋 大	公募委員
5	委員	<small>おだ しんや</small> 小田 慎也	公募委員
6	委員	<small>かとう たかひろ はるひこ</small> 加藤 崇寿[晴彦]	大宮盆栽協同組合 理事
7	委員	<small>かわさき けんいちろう</small> 川崎 賢一郎	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務企画部長兼埼玉会館長
8	委員	<small>こいずみ あや</small> 小泉 文	公募委員
9	委員	<small>こばやし けいこ</small> 小林 桂子	日本工業大学准教授
10	委員	<small>しぶたに ななえ</small> 渋谷 七恵	公募委員
11	委員	<small>せきい かずお</small> 関井 一夫	さいたま市美術家協会 副会長
12	委員	<small>つぼうち あいだ</small> 坪内 間	鉄道博物館 学芸部課長
13	委員	<small>とみやま しょうじ</small> 遠山 昇司	さいたま国際芸術祭2020ディレクター
14	委員	<small>よしほら ひろし</small> 吉原 浩	株式会社エフエムナックファイブ 取締役業務部長兼事業部長

第1回文化芸術に関する意見交換会 席次



傍聴席	傍聴席
-----	-----

文化芸術に関する意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換する場として、文化芸術に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、次の事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 文化芸術都市創造のための施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 意見交換会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
- (2) 文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠員により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 意見交換会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、意見交換会を総括し、意見交換会の会議の議長となる。

3 意見交換会に副委員長を置き、前条第1項の委員のうちから、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 意見交換会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、スポーツ文化局文化部文化政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。